

【令和３年度一般会計予算繰越し明許費及び各会計予算繰越し使用

及び事故繰越し使用に係る市長報告説明要旨】

(R4.6.7)

令和３年度伊丹市一般会計予算繰越し明許費の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、令和３年度本会計予算に計上いたしておりました、新庁舎整備事業ほか３２事業に係る繰越し明許費について、繰越し計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して、使用しようとするものであります。

次に、令和３年度伊丹市一般会計予算の事故繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、令和３年度に繰り越しいたしました「新庁舎整備事業」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、工事に遅延が生じたため、事故繰越し繰越し計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して、使用しようとするものであります。

次に、令和３年度伊丹市病院事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、統合再編基幹病院整備事業について、物件の移転に遅延が生じ、年度内に用地取得が完了せず、支払義務が生じなかったため、繰越し計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

令和３年度伊丹市病院事業会計予算継続費の逡次繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、統合再編基幹病院整備事業について、その進捗の関係から年度内に一部執行ができなかったものについて、繰越し計算書のとおり令和４年度へ逡次繰り越して使用しようとするものであります。

次に、令和３年度伊丹市水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、建設改良事業について、工事の発注・施工の平準化のため、また、工事の設計業務に関し、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

次に、令和３年度伊丹市下水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてありますが、本件は、公共下水道整備事業について、工事の施工方法等に関し、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払い義務が生じなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して使用しようとするも

のであります。

最後に、令和３年度伊丹市交通事業会計予算の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、電気バス試験導入事業について、国庫補助申請時期が当初見込みよりずれ込んだことに伴い、年度内の契約、事業着手が困難となり、支払い義務が生じなかったことから、繰越計算書のとおり、令和４年度へ繰り越して使用しようとするものであります。